

第81号議案

知事等の給与の特例に関する条例

(知事の給与の特例)

第1条 知事の給料の月額、この条例の施行の日(第4条第1号において「施行日」という。)から令和5年4月29日までの間(以下「特例期間」という。)において、特別職の職員の給与等に関する条例(昭和23年島根県条例第88号。以下「特別職給与条例」という。)第2条第3項の規定にかかわらず、特別職給与条例第1号表に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

(副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例)

第2条 副知事、教育長及び常勤の監査委員の給料の月額は、特例期間において、特別職給与条例第2条第3項の規定にかかわらず、特別職給与条例第1号表に定める額から当該額に、副知事にあつては100分の8を、教育長及び常勤の監査委員にあつては100分の6を、それぞれ乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

(病院事業管理者の給与の特例)

第3条 病院事業管理者の給料の月額は、特例期間において、島根県病院事業管理者の給与等に関する条例(平成19年島根県条例第28号)第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の6を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

(期末手当の特例)

第4条 知事、副知事、教育長、常勤の監査委員及び病院事業管理者の令和元年12月に支給する期末手当の額は、特別職の職員に対する期末手当の支給に関す

る条例（昭和30年島根県条例第23号）第2条及び島根県病院事業管理者の給与等に関する条例第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成31年4月30日から施行日の前日までの期間（次号において「調整期間」という。）について支給された給与の額

(2) 調整期間について前3条の規定を適用するものとした場合に支給されることとなる給与の額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。